

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ	公 告
○地方自治法第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を指定した告示の一部改正 (会計課) 787		○土地改良区役員の退任届 (南丹広域振興局) 788
○道路の区域変更 (山城北土木事務所) 〃		公 安 委 員 会
○道路の供用開始 (山城北土木事務所、山城南土木事務所) 788		○道路交通法第44条第2項第2号の規定による停車又は駐車に関係のある者による合意に係る告示 〃

告 示

京都府告示第551号

地方自治法第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を指定した告示（令和6年京都府告示第374号）の一部を次のように改正する。

令和6年10月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

表に次のように加える。

株式会社RCG	東京都中央区日本橋本石町三丁目3の5 三友常盤橋ビル	企業版ふるさと納税	6.10.4
---------	----------------------------	-----------	--------

京都府告示第552号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和6年10月29日から令和6年11月12日まで縦覧に供する。

令和6年10月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 道路の種類 府道
- 路線名 八幡宇治線

3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宇治市神明石塚15の6（右）から	前	最小 5.9 ^m	12.1 ^m
		最大 5.9	
宇治市神明石塚13の3（右）まで	後	最小 6.5	
		最大 6.5	

- 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

京都府告示第553号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和6年10月29日から令和6年11月12日まで縦覧に供する。

令和 6 年10月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 八幡宇治線
- (3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
宇治市神明石塚15の6（右）から 宇治市神明石塚13の3（右）まで	令和 6 年10月29日

- (4) 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 2(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 木津加茂線
- (3) 供用開始の区間及び予定日

区 間	予 定 日
木津川市鹿背山鎌研18から 木津川市鹿背山柳谷51の5を経て 木津川市鹿背山大木谷4の3まで	令和 6 年11月 1 日

- (4) 縦覧場所 京都府山城南土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

亀岡市亀岡中部土地改良区の役員の退任に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり退任した役員の氏名及び住所の届出があった。

令和 6 年10月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

退任役員（理事）

住 所	氏 名
亀岡市曾我部町犬飼地藏又33の1	石 野 次 夫

公 安 委 員 会

京都府公安委員会告示第189号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、宮津市内及び与謝郡伊根町内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関して次のとおり合意した。

令和 6 年10月29日

京都府公安委員会
委員長 在 田 正 秀

1 合意した者

- (1) 丹後海陸交通株式会社
- (2) 阪急観光バス株式会社
- (3) 宮津市
- (4) 伊根町
- (5) 京都府公安委員会
- (6) 国土交通省近畿運輸局長

2 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車を
する乗合自動車の停留所の名称等

- (1) 丹後海陸交通株式会社の路線バス停留所と共用する停留所

停留所の名称	方向	所在地
天橋立駅	東行	宮津市字文殊311の1
	西行	〃 〃 303の1
伊根湾めぐり・日出	西行	与謝郡伊根町字日出小字ヲバセ11
伊根	北行	〃 〃 字平田142の9
	南行	〃 〃 〃 142の9
道の駅舟屋の里伊根	西行	〃 〃 〃 648の3

- (2) 阪急観光バス株式会社の路線バス停留所と共用する停留所

停留所の名称	方向	所在地
天橋立駅	東行	宮津市字文殊311の1
	西行	〃 〃 303の1

3 停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲

停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の中欄に掲げる事業形態により行う同表の右欄に掲げる事業の用に供するものとする。

運行事業者	事業形態	事業
丹後海陸交通株式会社	道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号口による一般貸切旅客自動車運送事業	天橋立・伊根オーバーツーリズム未然防止対策事業

4 期間

令和6年11月1日から令和6年12月1日まで

5 停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするために必要と認める事項

停留所を使用している一般乗合旅客自動車運送事業者と運行時刻について、調整を図ること。